

指定介護老人福祉施設 伯寿の郷 運営規程

第 1 章 総 則

(目的及び基本方針)

- 第 1 条 この規程は、社会福祉法人伯医会が運営する指定介護老人福祉施設安来市特別養護老人ホーム伯寿の郷（以下「施設」という。）の運営及び入所について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。
- 2 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、在宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事の介護、相談及び助言、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、入所者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように努める。
- 3 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）の提供に努める。
- 4 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 5 施設は、入所者の人権擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行なうとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 前項に規定するもののほか、「島根県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 24 年島根県条例第 68 号）並びに「島根県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 24 年島根県条例第 69 号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第2条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称：安来市特別養護老人ホーム伯寿の郷
- (2) 所在地：島根県安来市伯太町安田1705番地

(入所定員)

第3条 施設の利用定員は、30名とする。

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第4条 施設に次の職員を置く。

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 施設長 (管理者) | 1名 (常勤) |
| (2) 事務員 | 2名以上 (常勤) |
| (3) 生活相談員 | 1名以上 (常勤) |
| (4) 介護職員 | 10名以上 (常勤) |
| (5) 看護職員 | 1名以上 (常勤) |
| (6) 機能訓練指導員 | 1名以上 (常勤) |
| (7) 介護支援専門員 | 1名以上 (常勤) |
| (8) 嘱託医 | 1名 (非常勤) |
| (9) 管理栄養士 | 1名以上 (常勤) |

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、職員定数を超え又はその他の職員をおくことができる。

3 第1項に掲げる職員のうち、「島根県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年島根県条例第68号)並びに「島根県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年島根県条例第69号)を満たした上で兼職することができる。

4 指定管理者は、施設の運営上必要があるときは、職種ごとに主任及び副主任等

を置くことができる。

(職 務)

第5条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

(1) 施設長 (管理者)

施設の業務を統括する。施設長に事故あるときは、直近の部下がその職務を代行する。

(2) 事務員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

(3) 生活相談員

入所者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。

(4) 介護職員

入所者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。

(5) 看護職員

入所者の看護、保健衛生の業務に従事する。

(6) 機能訓練指導員

入所者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。

(7) 介護支援専門員

入所者の介護支援に関する業務に従事する。

(8) 嘱託医

入所者の診療及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。

(9) 管理栄養士

給食管理、入所者の栄養指導に従事する。

2 職員等の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(会 議)

第6条 施設の円滑な運営を図るため、次の会議を設置する。

(1) 職員会議

(2) 運営会議

(3) 係会議

- 2 各種事業の調査研究を行うため、企画委員会を設置することができる。
- 3 前2項に定める会議等の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

第3章 入所者に対する施設サービスの内容及び利用料

(利用料等の受領)

第7条 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に入所者から支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。

3 施設は前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を入所者から受けることができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

(1) 2人室 855円

(2) 食費 1,445円/日(朝345円、昼600円、夕500円)

(3) おやつ 100円

(3) 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 理美容代金 実費

(5) 健康管理費 実費

診察が必要になった時の診察料・投薬費用等

(6) 施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの。

(7) 施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入所者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明を行い、入所者及び家族の同意を得るものとする。なお、やむをえな

い事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には、予め利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

(施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額)

第8条 施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、入所者が介護認定審査会において審査された要介護認定により作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は告示上の額と同額の利用料とする。

第4章 運営に関する事項

(入退所)

第9条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。

2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。

3 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合、その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

4 施設は、入所申込者の入所に際しては、入所者の心身の状況、病歴等の把握に努める。

5 施設は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。

6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。

7 施設は、入所者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、入所者及び家族の希望、入所者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、入所者の円滑な退所のために必要な援助を行う。

8 施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提

供、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(施設の入所に当たっての留意事項)

第10条 入所者が施設のサービスを受ける際は、入所者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 施設は、施設サービス提供の開始に際しては、あらかじめ入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる契約書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得る。

(受給資格等の確認)

第12条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスの提供に努める。

(要介護認定の申請にかかる援助)

第13条 施設は、要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期限の満了日の30日前には行われるように必要な援助を行う。

(サービスの提供の記録)

第14条 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施

設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該入所者の被保険者証に記載する。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第15条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付する。

(施設サービス計画の作成)

第16条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により入所者について、その有する能力、その置かれている環境の評価を通じて入所者が現に抱えている問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

3 計画担当介護支援専門員は、入所者及び家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入所者に対する施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した施設サービス計画の原案を作成し、入所者及び家族に対して説明し、同意を得る。

4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて前2項及び前3項の規定を準用して施設サービス計画の変更を行う。

(施設サービスの取扱方針)

第17条 施設は、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、処遇を妥当適切に行う。

- 2 サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 施設の従業者はサービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者またはその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 施設は自らその行う処遇の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介 護)

第18条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行う。

- 2 施設は、身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう適切な方法により、入所者に1週間に2回以上の入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には清しきを行うことをもって入浴の機会に代えることができる。
- 3 施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 施設は、オムツを使用せざるを得ない入所者のオムツを適切に随時取り替える。
- 5 施設は、入所者に対し、褥瘡発生予防に関する指針を定め適切な介護を行う。
- 6 施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 7 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 8 施設は、入所者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第19条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮して、適温に配慮し、適切な時間に提供する。食事時間は次のとおりとする。

- (1) 朝 食 午前 7時30分から
- (2) 昼 食 午後12時00分から

(3) 夕 食 午後17時00分から

2 食事の提供は、入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して行うように努める。

(相談・援助)

第20条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜提供等)

第21条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行う。

2 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。

3 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

4 施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努める。

5 施設は、入院及び治療を必要とする入所者のために、協力病院と協力歯科医院を定める。

(機能訓練)

第22条 施設は、入所者に対し、介護計画に基づいてその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第23条 施設の嘱託医又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第24条 施設は、入所者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入所者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に入所するように努める。

(入所者に関する市町村への通知)

第25条 施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしに施設サービスの入所に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(施設長の責務)

第26条 施設長は職員管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- 2 施設長は、職員に規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(勤務体制の確保等)

第27条 施設は、入所者に適切な施設サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。

- 2 施設は当該施設の職員によって施設サービスを提供する。ただし、入所者の処遇に影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 3 施設は職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する。

第5章 事故発生の防止及び発生時の対応方法

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第28条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するための指針を定め周知徹底する。

- 2 施設は入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生又はその再発を防止する為に速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともにマニュアルに基づき必要な措置を講じる。
- 3 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- 4 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する演習を定期的に行う。
- 5 施設において、従業者に対し、事故発生の防止のための研修を定期的を実施する。
- 6 上記に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を設置する。
- 7 施設は入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

（緊急時等の対応）

第29条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに囑託医又はあらかじめ施設が定めた協力病院への連絡を行うとともにマニュアルに基づき必要な措置を講じる。

第6章 非常災害対策

（非常災害対策）

- 第30条 非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施する。
- 2 消防法に準拠して防災計画を別に定める
 - 3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第31条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行ない、必要に応じて業務継続計画の変更を行なうものとする。

第7章 その他運営に関する事項

(定員の厳守)

第32条 施設は、入所定員及び居室の定員を超えて運営しない。ただし、災害虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第33条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

2 施設は、衛生管理等について別途指針を定め周知徹底する。

3 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

4 施設は、感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないよう次の号に掲げる措置を講じるものとする。

5 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

- 6 前 3 号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行なう。

(重要事項の掲示)

第 3 4 条 施設は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(認知症介護に係る基礎的な研修受講について)

第 3 5 条 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症基礎介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(身体的拘束等の手続き)

第 3 6 条 施設は、当該入所者及び他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

3 施設は、従業者に対し、身体拘束適正化のための研修を定期的実施する。

4 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

5 当該入所者及び他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急かつやむを得ず身体的拘束等により行動を制限する場合は所定の手続きを行う。

6 やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(虐待防止に関する事項)

第 3 7 条 施設は、入所者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

- 2 虐待を防止するための指針の整備
- 3 施設は、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する

（ハラスメント対策について）

第38条 ハラスメント防止のための指針を整備する

- 2 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要且かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（口腔衛生管理について）

第39条 施設は、当該入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を年2回以上実施する。

（秘密保持等）

第40条 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

- 2 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により入所者及び家族の同意を得る。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

第41条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

- 2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を受受してはならない。

(苦情処理)

第42条 施設は、その提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する。

- 2 施設は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 施設は、その提供した施設サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は市町村の職員からの質問及び照会に応じ入所者からの苦情に関して、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 施設は、その提供した施設サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域等との連携)

第43条 施設は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

第8章 会計記録の整備

(記録の整備)

第44条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その実施の日の属する年度の翌年度から2年以上保存する。

(法令との関係)

第45条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年1月1日から施行する。